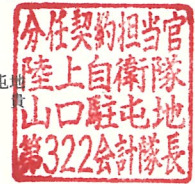


公 告

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平 木 博



次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両売却(業務車1号ほか12件)
- (2) 引渡場所 : 山口駐屯地及び山口射撃場
- (3) 搬出(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内(令和8年12月11日(金)までに搬出)
- (4) 解体(処分)期限 : 令和9年2月26日(金)まで(関係書類の提出含む)
- (5) 売却物品・数量 : 仕様書及び売却リストのとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予算令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C等級以上格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 自動車リサイクル法に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に再委託する場合は、入札時までに再委託承認申請書及び中小受託事業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた業者に限定する。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (9) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (10) 過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売却等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者(以下「未提出者」という。)がないかを確認した上で承認する。
- (11) 中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

3 契約条件

適用する契約条件は、駐屯地用標準契約書の「不用物品売却契約条件」、「談合等の不正行為に関する特約条件」、「暴力団排除に関する特約条件」及び中部方面隊で定める「売却物品の解体に関する特約条件」とする。

4 契約条件等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第322会計隊契約班窓口において配布する。また、入札希望者の要望によりFAX等でも配布する。
令和8年10月23日(金)～令和8年11月6日(金) (0815～1700 但し土曜日・祝日を除く)

5 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない
※現物等の確認は、下記の期間中に調整の上、実施する。(調整先: 第14項(13)の売却物品に関する担当者)
令和8年10月23日(金)～令和8年11月6日(金) (0815～1700 但し土曜日・祝日を除く)
※なお、現物等を未確認の方が入札を行う場合、以後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、お願い致します。
(現物未確認による紛争防止のため)

(2) 入 札

ア 場 所 : 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 入札室
イ 日 時 : 令和8年11月11日(水) 10時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 契約違反を認めた場合の損害賠償請求等

- (1) 契約者が自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させたに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金の徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超える場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未達があった場合には契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限をすぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

8 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。

9 入札の無効

- (1) 電話、電報、FAX、メールによる入札
- (2) 第2項で示し競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 入札権限のない者の入札(要委任状)
- (6) 入札開始時刻に遅れた者の入札

10 契約書の作成及び契約条件

- (1) 落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (2) 売却物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (3) 売却物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (4) 売却物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (5) 売却物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

11 落札の決定方式

総額決定(消費税抜き)

- (1) 総額が予定価格の範囲以上で最高価格をもって入札をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

- 12 売払代金の納付期限
令和8年12月11日(金)
※物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。
- 13 物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として5日以内。(※ただし令和8年12月11日(金)までに搬出を終えること)
但し、物品管理官が別に期日を定める場合はその日までとする。
- 14 その他
(1) 郵便による入札については、令和8年11月10日(火)の17時00分到着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めません。
(3) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第322会計隊契約班で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
(4) 引取(搬出)時期は、平日08時30分から16時30分までとします。(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
(5) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
(6) 所有権移転の時期は、契約者が契約担当官に対して解体及び破碎の完了を届け出て、契約担当官が承認した時とします。
(7) 当該売払車両部品(外観から自衛隊車両と判断できる車両のキャビン・ボデーなどの外装部品及びフレームを除く。)を輸出する場合、輸出入貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
(8) 再委託承認申請書を提出する場合は、申請書に委託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、その承認に当たっては、申請書提出後から1週間以内を基準として直接委託業者に対し電話等により再委託の事実を確認します。確認できなかった場合は当該再委託を承認しません。
(9) 入札に参加する者は、令和8年11月6日(金)までに入札参加受付票及び資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX、メール可)
(10) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出してください。
(11) 市価調査等依頼のご協力をお願いします。締切期限は令和8年11月9日(月)17時00分までとします。
(12) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
(13) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
ア 入札に関する事項
〒753-8503 山口県山口市上宇野784
陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当: 泰井(たいい)
TEL: 083-922-2281 内線(343) FAX: 083-922-22836(直通) E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
イ 売払物品等に関する事項
陸上自衛隊山口駐屯地業務隊 補給科 担当: 増本 TEL: 083-922-2281 内線(263)

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mue/mafin/> に掲示している。

売払いリスト

番 号	車 種	車 番	部 隊	車体番号	形 式	リサイクル券番号	リサイクル料金	不用決定承認番号	納入年度	野整備確認年月日	保管場所
1	業務車1号	03-0306	業務隊	JY12-018433	ニッサンDBA-JY12	0504-0049-3911	12,550	陸幕武化第22号(8.1.29)	H19	2026.6.15	山口駐屯地
2	業務車3号	山口501そ6333	山口地本	CBS12-0003252	CAA-GBS12	0410-3333-2672	12,090	陸幕武化第506号(5.11.27)	H18	2025.2.27	山口駐屯地
3	募集用バイク	岩国市あ246	山口地本	SA-36J587788	A312			関補処(承)第26号(8.7.22)	H22	2026.8.3	山口駐屯地
4	業務車2号	03-2676	山口地本	GJ3-1103836	ホンダDBE-GJ3	0904-0036-5540	11,570	陸幕武化第244号(8.5.20)	H19	2026.7.23	山口射場
5	業務車2号	03-2677	山口地本	GJ3-1103837	ホンダDBE-GJ3	0904-0035-5125	11,570	陸幕武化第506号(5.11.27)	H19	2025.3.4	山口射場
6	業務車2号	03-2789	山口地本	GJ3-1104748	ホンダDBE-GJ3	0904-0036-5526	11,570	陸幕武化第244号(8.5.20)	H20	2026.7.23	山口射場
7	業務車2号	03-3123	山口地本	Y12-111082	ニッサンDBA-Y	0504-0049-7108	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
8	業務車2号	03-3125	山口地本	Y12-111085	ニッサンDBA-Y	0504-0049-7054	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
9	業務車2号	03-3126	山口地本	Y12-111086	ニッサンDBA-Y	0504-0049-7085	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
10	業務車2号	03-3129	山口地本	Y12-111090	ニッサンDBA-Y	0504-0049-7009	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
11	業務車2号	03-3130	山口地本	Y12-111092	ニッサンDBA-Y	0504-0049-6934	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
12	業務車2号	03-3135	山口地本	Y12-111099	ニッサンDBA-Y	0504-0049-7016	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場
13	業務車2号	03-3138	山口地本	Y12-111104	ニッサンDBA-Y	0504-0049-6910	12,550	陸幕武化第244号(8.5.20)	H22	2026.7.23	山口射場

材質別重量区分表

(単位：kg)

品名 構成 (等級)	鉄					銅			黄銅	真 鍮		青銅 (並)	アルミ	ステンレス	鉛	ガラス	樹脂 (FRP等)	ゴム	未価値品	計	備 考
	鋳 鉄	H1	H2 (特級)	H3 (1・2級)	H4 (級外)	上	並	下	並	真鍮	鋳物										
業務車 1 号	75.9		242.8	250.6	474.3			2					17.2		5.4	36.4		37.1	58.3	1200	1 両
業務車 2 号	651		2084	2113	4145			17					148		47	313		281	500	10299	1 0 両
業務車 3 号	77.2		246.9	255.1	481.4			2.1					17.5		5.6	37		38.1	59.3	1220.2	1 両
募集広報用バイク			39.5										13.5		1			2	4	60	1 両
計	804.1		2613.2	2618.7	5100.7	0	0	21.1		0	0		196.2		59	386.4		358.2	621.6	12779.2	

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済自動車(業務車等)の売払い		G V - Z 0 0 1 0 1 6	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和8年3月5日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車(業務車等)の売 払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”(以下、自動車リサイクル法という。)第73条に規 定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕(溶解を含む。)工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成 すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令(平成14年政令第389号)

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	^{a)}	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後15日以内	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}				図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体作業内容

4 破砕作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

売払要領指定書	発 簡 番 号	
	売 払 要 求 番 号	1 0
	売 払 要 求 年 月 日	8 . 1 0 . 1 3
	作 成 部 課	業務隊補給科
	作 成 年 月 日	8 . 1 0 . 1 3
品 名	使用済車両	
仕 様 書 番 号	G V - Z 0 0 1 0 1 6	
<p>指定事項：</p> <p>1. 区分及び重量</p> <p>「売払いリスト」による全種全数の現状渡しとする。</p> <p>2. 契約締結後の提出書類</p> <p>提出書類の提出先は山口駐屯地業務地補給科とする。</p> <p>3. 引渡場所</p> <p>(1) 引渡場所は、山口駐屯地及び山口駐屯地射場（廃車置場）とし、積載及び輸送は契約相手方が行うものとする。</p> <p>(2) 引渡日時については、契約担当官等と調整するものとする。</p> <p>(3) 作業用クレーン、トラック等を射場内に残置する場合は、事前に連絡するものとする。</p> <p>4. 現場説明</p> <p>現場説明等を希望する場合は、業務隊補給科との調整によるものとする。</p> <p>(原則、希望する日の3日前まで（土日祝除く）)</p> <p>5. 期 限</p> <p>(1) 引渡時期：契約日から令和8年12月11日（金）までの期間</p> <p>(2) 解体・処分完了時期：令和9年2月26日（金）までの期間</p> <p>6. その他</p> <p>(1) 廃車両については、原則再利用不可のものであり、不動態である旨了承すること。</p> <p>(2) 本要領等に関し、疑義が生じた場合は、契約担当官等との調整により指示を受けるものとする。</p>		

承認申請

下 請 負

書

届 出

発簡番号 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊山口駐屯地

第 3 2 2 会計隊長 平木 博貴 殿

住 所

会 社 名

代表者名

1 _____ を下請負者として貴部発注

調 達 要 求 番 号 _____

契約番号契約年月日 _____

品 名 数 量 _____

に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

お届けします。

2 年度分

承 認 書

調 達 要 求 番 号 _____

契約番号契約年月日 _____

品 名 数 量 _____

の契約に係る事項について

に請け負わせることを

下記条件を付して承認する。

記

1

2

3

承認番号 下請負第 号

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊山口駐屯地

第 3 2 2 会計隊長 平木 博貴

注：不要の箇所は抹消すること

1 下請負を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、
資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

2 下請負を必要とする理由

3 下請負の範囲

4 下請負部分にかかる契約金額又は見積額

5 契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係る納入条件
(納期、納入場所等)

6 その他必要と認める事項

注 年度区分における届け出は、項目 1、2、3 とする。

入札参加受付票

分任契約担当官

陸上自衛隊山口駐屯地

第322会計隊長 平木 博貴 殿

- 1 入札件名：使用済車両売払い（業務車1号ほか12件）
- 2 入札日時：令和8年11月11日（水）10時00分から
- 3 入札場所：陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊入札室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号：

FAX番号：

担当者名等：

メールアドレス：

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

当 日 持 参	郵 送

入 札 書

分任契約担当
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴 殿

¥ (税抜)

1. 引渡期限 令和8年12月11日
2. 引渡場所 山口駐屯地及び山口射撃場
3. 当社(個人事業者含む)は、暴力団排除に関し入札心得に定める事項について誓約します。

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札します。
令和8年11月11日

住所・名称・代表者名

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額 (税 抜 価 格)	備 考
業務車1号	JY12-018433 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車3号	CBS12-0003252 (売払いリストのとおり)	UN	1			
募集用バイク	SA-36J587788 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	GJ3-1103836 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	GJ3-1103837 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	GJ3-1104748 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111082 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111085 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111086 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111090 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111092 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111099 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車2号	Y12-111104 (売払いリストのとおり)	UN	1			
	以下余白					
				合 計		

*なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印をお願いします。

市場価格調査書

分任契約担当官

陸上自衛隊山口駐屯地

第322会計隊長 平木 博貴 殿

¥

(税抜)

1. 引渡期限 令和8年12月11日
2. 引渡場所 山口駐屯地及び山口射撃場
3. 提出期限 令和8年11月9日(月) 17:00 (FAX, メールでの提出可)
- ご協力よろしくお願いします。

住所・名称・代表者名

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額 (税 抜 価 格)	備 考
業務車 1 号	JY12-018433 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 3 号	CBS12-0003252 (売払いリストのとおり)	UN	1			
募集用バイク	SA-36J587788 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	GJ3-1103836 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	GJ3-1103837 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	GJ3-1104748 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111082 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111085 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111086 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111090 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111092 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111099 (売払いリストのとおり)	UN	1			
業務車 2 号	Y12-111104 (売払いリストのとおり)	UN	1			
	以下余白					
	※別紙「内訳書(材質別)」の添付をお願いします					
				合 計		

*なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印をお願いします。

内訳書（材質別）

別紙

材質	項目	単位	数量	単価	金額
鉄	铸铁	k g	804.1		
	H2（特級）	k g	2,613.2		
	H3（1級・2級）	k g	2,618.7		
	H4（級外）	k g	5,100.7		
銅	上	k g	0.0		
	並	k g	0.0		
	下	k g	21.1		
真鍮	真鍮	k g	0.0		
	鋳物	k g	0.0		
その他	アルミ	k g	196.2		
	鉛	k g	59.0		
	ガラス	k g	386.4		
	ゴム	k g	358.2		
	未価値品	k g	621.6		
小 計					
消費税					
合 計					